

佐賀県規則第16号

佐賀県県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県県税条例施行規則（昭和30年佐賀県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（電子申告等）</p> <p>第3条の2 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して県税の申告を行う者は、知事が別に指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（電子申告等）</p> <p>第3条の2 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して県税の申告を行う者は、知事が別に指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。</p> <p>2 略</p>

様式第28号の（表）中「加入者」を「加入者名」に、「計」を「合計額」に、「（県用）」を「（加入者用）」

に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
<p>様式第34号の2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">非課税利用の区分</td> <td>1～3 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">（ 該当する番号に を付けてくださ い。）</td> <td>4 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の利用（地方税法第75条の3第1号）</td> </tr> <tr> <td>5 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		非課税利用の区分	1～3 略	（ 該当する番号に を付けてくださ い。）	4 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の利用（地方税法第75条の3第1号）	5 略	略		<p>様式第34号の2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">非課税利用の区分</td> <td>1～3 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">（ 該当する番号に を付けてくださ い。）</td> <td>4 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の<u>当該ゴルフ競技又はその公式練習のための</u>利用（地方税法第75条の3第1号）</td> </tr> <tr> <td>5 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		非課税利用の区分	1～3 略	（ 該当する番号に を付けてくださ い。）	4 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の <u>当該ゴルフ競技又はその公式練習のための</u> 利用（地方税法第75条の3第1号）	5 略	略	
略																			
非課税利用の区分	1～3 略																		
（ 該当する番号に を付けてくださ い。）	4 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の利用（地方税法第75条の3第1号）																		
	5 略																		
略																			
略																			
非課税利用の区分	1～3 略																		
（ 該当する番号に を付けてくださ い。）	4 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の <u>当該ゴルフ競技又はその公式練習のための</u> 利用（地方税法第75条の3第1号）																		
	5 略																		
略																			

改正前	改正後
注 略	注 略
略	略

様式第 51 号の（表）及び様式第 69 号の 2 の（表）中「加入者」を「加入者名」に、「計」を「合計額」に、「（県用）」を「（加入者用）」に改める。

様式第 101 号その 1 の（表）中「加入者」を「加入者名」に、「計」を「合計額」に、「計 □□□□□□□□□□円」を「合計額 □□□□□□□□□□円」に、「（県用）」を「（加入者用）」に改める。

様式第 101 号その 2 の（表）中「加入者」を「加入者名」に、「計」を「合計額」に、「県保管」を「加入者保管」に改める。

様式第 101 号その 3 中「加入者」を「加入者名」に、「（県用）」を「（加入者用）」に改める。

様式第 101 号その 4 の（表）中「加入者」を「加入者名」に、「計」を「合計額」に、「（県用）」を「（加入者用）」に改める。

様式第 101 号その 6 の（表）中「加入者」を「加入者名」に、「（県用）」を「（加入者用）」に改める。

様式第 101 号その 9 の（表）中「加入者」を「加入者名」に、「計」を「合計額」に、「（県用）」を「（加入者用）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。